

事業計画書及び収支予算書について

令和7年4月 1日

令和8年3月31日

飼料価格については、原料生産国の自然災害や国際紛争等の直接的な要因や、為替相場や輸送燃料の高騰、一部の国の需給変動等の影響に加え米国新政権の政策等もあり、基準輸入価格が安定する情勢ではありません。こうした情勢については、県内の畜産生産者には如何ともしがたい問題ですが、令和6年度第4四半期の補てんはないと見込まれるなど畜産経営にとっては厳しい状況となっています。

配合飼料価格安定制度は、令和6年から農林水産省畜産局主導によりそのあり方について検討が行われています。ご存じのとおり、補てん発動に伴う借入金額が令和6年度第4四半期時点で293億円あり、完済となるのは令和13年度になります。

全日基は、借入金が完済される13年度までの間に異常補てんが発動となった場合には国費のみで補てんがなされる特例措置を陳情していますが、今のところ当局からの回答はないとのことです。

肉用牛肥育経営安定交付金制度については、登録頭数等は増加傾向にあり安定した事業を推進しており、令和7年度から新業務対象年間（第3業対）として継続します。また、肉用子牛生産者補給金制度も令和7年度から新業務対象年間（第8業対）として事業が進められますが肉用子牛1頭あたりの生産者負担金が増額されることとなっています。一方、養豚事業では豚熱（豚コレラ）、養鶏事業では昨年度全国的に感染の流行が認められた鳥インフルエンザ感染への対応等、農林水産省からの通達等により生産者に対し感染防止対策等飼養衛生管理の徹底を促すなど、今後の感染状況を注視する必要があります。

配合飼料価格高騰緊急対策事業は、国や県などの対策等について依頼があれば緊急事業として対応いたします。今後も配合飼料契約者の畜産経営の環境保全及び経営改善合理化のための機械、施設の整備、国・県及び関係団体等が行う畜産経営の安定対策等畜産の振興に関する諸事業等を実施することにより、畜産経営の安定及び畜産の健全な発展を図り、もって県民への畜産物の安定供給及び価格安定に寄与していきたいと思いをします。

I 事業計画

1. 配合飼料価格差補てん事業

配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補てんすることにより、畜産経営の安定を図るために、次の事務等を行う。

（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金（全日基）と基本契約を締結

① 配合飼料価格の価格差補てん数量契約の締結

② 通常補てん積立金の徴収及び納付

- ③ 通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金の受領及び交付
- ④ 前各号に付帯する事業

(1) 令和7年度配合飼料価格差補てん契約数量

契約飼料荷受組合 12 荷受組合 (加入者数 161 件)

(単位: トン)

畜 種	7 年度		前 年 対 比	
	件数	数 量	件数	数 量
乳用牛	11	15,490	85.0%	102.3%
肉用牛	62	45,244	96.8%	104.2%
豚	26	51,325	96.2%	99.8%
採卵鶏	56	171,793	98.2%	100.4%
肉用鶏	6	11,672	85.8%	96.0%
合 計	161	295,524	95.9%	100.9%

(2) 通常補てん積立金及び別途納付金の徴収と納付

令和7年度価格差補てん数量契約に基づき、加入者が負担する通常補てん積立金を四半期ごとに配合飼料荷受組合から徴収し、全日基に納付する。

・ 令和7年度の積立金、別途納付金の単価

区 分	単価/トン
通常補てん積立金	800円/トン
別途納付金 ・ 新規加入者	210円/トン
・ 前年度第2四半期以降解約再加入者	500円/トン
・ 前年度第3四半期以降解約再加入者	670円/トン
・ 前年度第4四半期以降解約再加入者	840円/トン

(3) 通常補てん金の最低限度額の見直しについて

令和7年度の第1四半期から「単位数量当たりの通常価格差補てん金の最低限度額が250円から500円に引き上げられた。

2. 畜産環境整備リース事業 (一般財団法人畜産環境整備機構との貸付契約に基づく事務)

畜産経営の環境保全等を図るため、一般財団法人畜産環境整備機構の委託を受けて環境整備等に必要な機械及び施設等の貸し付け業務を実施するとともに、借受者からリース料の徴収を行い、納付する。

貸付契約者 2 件

委託事務費 20,000円

3. 肉用子牛生産者補給金に関する事業（一般社団法人三重県畜産協会からの事務委託事業）

肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、その再生産を確保するため、生産者の拠出と国の助成により造成した基金から契約生産者に対して補給金を交付する制度であり（一社）三重県畜産協会からの事務委託を受けて、以下のとおり事務を推進する。

- ① 肉用子牛生産者補給金制度の推進及び指導
- ② 生産者補給金交付契約に係る書類の受理及び送付
- ③ 個体登録、販売及び保留等申出書の受理、確認、報告、指導等
- ④ 生産者負担金の請求に係る書類の送付
- ⑤ その他事業推進に必要と認められる事項

対象農家数 10戸（内、事業遂行農家 8戸）

個体登録頭数 270頭（肉用 200頭・乳牛 10頭・交雑 60頭）

委託事務費 100,000円

4. 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業（一般社団法人三重県畜産協会からの事務委託事業）

本制度は、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肥育牛生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、その経営に及ぼす影響を緩和する事業である。当基金協会は、（一社）三重県畜産協会からの事務委託を受けて、以下のとおり事業を推進する。

- ① 契約に係る書類の受理及び送付
- ② 生産者積立金に係る書類の受理及び送付
- ③ 個体登録に係る書類の受理及び送付
- ④ 契約肥育牛の申込書及び販売等申出書の受理、確認、異動報告等
- ⑤ その他事業推進に必要と認められる事項

対象農家数 25戸

個体登録数 4,530頭（肉用 3,750頭・乳牛 8頭・交雑 772頭）

委託事務費 1,210,000円

5. その他畜産振興を目的とする事業

畜産経営の安定に資する畜産振興諸事業について、必要に応じて、行政、関係機関との連携を密にし、実施する。

II 管理運営事項

1 総会の開催

定款第14条の規定に基づき5月に総会を開催する。

ただし、総会を開始する必要が生じた場合は、その都度臨時総会を開催する。

2 理事会の開催

円滑な業務運営のため原則として、年3回開催する。(5月、10月、3月)

ただし、次の事案ができた場合には速やかに開催する。

- (1) 総会の招集日及び総会議案に関する事
- (2) 業務方法書の変更に関する事
- (3) 諸規定の改廃に関する事
- (4) 理事長が必要と認めた事項に関する事

3 会議等への出席

(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金(全日基)、中部地区飼料基金協議会、県及びその他関係団体が開催する会議・研修会等に出席する。

4 各所事業打合せ会議等の開催

配合飼料価格差補てん事業並びに関係事業の適正かつ合理的な推進を図るため、必要に応じて、打合わせ会議等を開催する。